

生衛第536-2号  
令和7年12月17日

権限移譲市町村自家用水道関連事務担当部（課）長様

埼玉県保健医療部長

### 自家用水道における水質検査頻度等について

水道行政の推進につきましては、日頃格別の御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

この度、「水質基準に関する省令の一部を改正する省令」(令和7年環境省令第19号)及び「水道法施行規則の一部を改正する省令」(令和7年環境省令第20号)が公布され、令和8年4月1日から施行されることとなりました。

埼玉県自家用水道条例第6条に規定する水質検査については、保健医療部長通知「自家用水道における水質検査頻度等について」(令和2年3月31日付け生衛第828-2号)でお知らせしたところですが、今般の水質基準の見直しを受け、下記のとおり適用させることとしました。

つきましては、その運用に御留意いただき、併せて貴管内の自家用水道設置者に対して周知をお願いします。

#### 記

##### 1 自家用水道の水質検査頻度等一覧

別表のとおり

##### 2 改正内容

水質基準に関する省令が一部改正されたことに伴い、表中20の項から51の項までを1項ずつ繰り下げ、新たに20の項としてペルフルオロ（オクタン-1-スルホン酸）(別名PFO-S)及びペルフルオロオクタン酸(別名PFOA)に係る基準値(0.00005mg/L)を追加する。

また、水道法施行規則が一部改正されたことに伴い、過去の検査結果等により検査回数を減じることを可能とすることを追記する。

##### 3 適用日

令和8年4月1日

担当 生活衛生課水道担当  
電話 048-830-3616  
FAX 048-824-2194  
E-mail a3600-08@pref.saitama.lg.jp